

平成18年度 児童福祉手当のご案内

伯耆町では、ひとり親家庭等を対象に児童福祉手当を支給いたします。
要件に該当する方は、手続きを行ってください。

- 支給対象者及び支給額
平成18年4月1日現在において伯耆町内に1年以上お住まいの方で、次の又はに該当する方
中学生以下の児童を養育されている母子・父子家庭の保護者
20歳未満の障害児を養育されている家庭の保護者
児童一人につき年1回10,000円を支給（6月予定）
- 手続き時にご持参いただくもの
・印鑑、口座のわかるもの
手続きに必要な書類に関しましては、下記の手続き窓口を用意しております。
- 手続き期限 平成18年5月15日(月)まで
- 手続き窓口 伯耆町役場 本庁舎 総合福祉課福祉支援室
分庁舎 分庁統括課総合窓口室

【問い合わせ先】総合福祉課福祉支援室 168-5534

平成18年度 ひとり親家庭入学支度金のご案内

伯耆町では、ひとり親家庭等を対象に入学支度金を支給いたします。
要件に該当する方は、手続きを行ってください。

- 支給対象者及び支給額
対象者は、現在、伯耆町内にお住まいの方で平成18年4月に小・中学校に入学した児童を養育されている次の又はに該当する方（生活保護世帯を除く）
母子・父子家庭の保護者
父母のいない児童を養育している方
児童一人につき10,000円
- 手続き時にご持参していただくもの
・印鑑、口座番号のわかるもの
手続きに必要な書類に関しましては、下記の手続き窓口を用意しております。
- 手続き期限 平成18年5月15日(月)まで
- 手続き窓口 伯耆町役場 本庁舎 総合福祉課福祉支援室
分庁舎 分庁統括課総合窓口室

【問い合わせ先】総合福祉課福祉支援室 ☎68-5534

年金制度が変わりました(平成18年度)

18年4月からの変更点は次のとおりです。



[国民年金]

- 保険料額が改正されました
18年4月から19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げされ、月額13,860円となりました。
- 保険料の全額免除・納付猶予は継続申請ができるようになりました
平成17年7月から全額免除または若年者納付猶予の申請の際に、申請が承認された場合には、翌年度以降も引き続き申請を行う旨をあらかじめ申し出ていただくことにより、毎年度の申請書の提出を省略できることになりました。すでにこの申し出をいただいている方は、平成18年度の申請手続きは不要です。

[年金給付関係]

- 平成18年度の年金額は、0.3%引き下げられました
平成17年平均の全国消費者物価指数が対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は前年度より0.3%少ない額になります。
平成18年4月分から新しい年金額になりますので、6月定期支払（4月及び5月分）から年金額が変更になります。
- 障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになりました
今までは、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の受給権がある場合については、同時に複数の年金を受給できないことができないため、いずれか一つの年金を選択することになっていましたが、18年度からは65歳以上の方で、障害基礎年金と老齢厚生年金（又は退職共済年金）、障害基礎年金と遺族厚生年金（又は遺族共済年金）の組み合わせについて、併せて受給できるようになりました。
併せて受給をされる場合は、選択申出書を提出する必要があります。

問い合わせ先 住民生活課生活環境室 ☎68-3115
米子社会保険事務所 ☎34-6111